基本施策 1

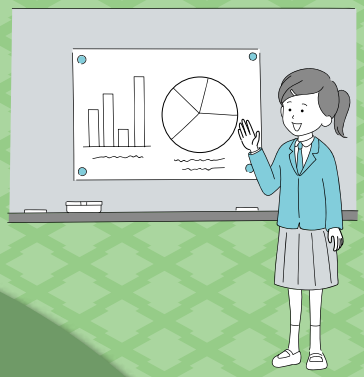

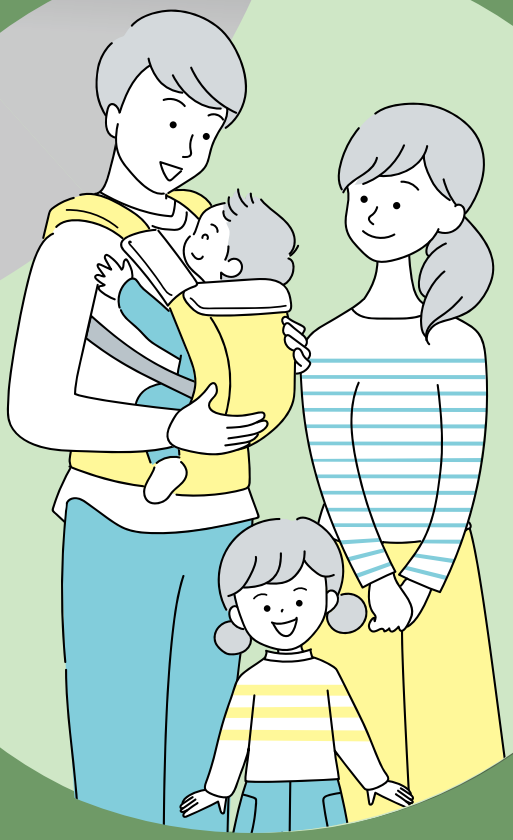

子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

施策１－１ 子育て支援

施策１－２ 子どもたちの健全育成

施策１－３ 学校教育

重要施策 1

施策 1 － 1
子育て支援

施策の内容及び体系

誰もが地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めていきます。

施策 1 － 1 子育て支援		
	展開方向 1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
	展開方向 2	子どもたちの成長と発達を支援する環境づくり
	展開方向 3	支援や配慮を必要とする子どもたちを支える環境づくり

成果指標

指標名	説　明	現状値	目指す方向
「子育て支援」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「子育て支援」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	33.4% (令和3年度)	満足度の向上

現状と課題

現 状

○当市では、重要施策の一つとして「日本一子育てしやすいまちづくり」を掲げ、平成27年度（2015年度）から現在に至るまで、子育て支援策を積極的に推進しています。これらの取組の結果、平成27年（2015年）から平成31年（2019年）までの合計特殊出生率は、多摩地域26市の中で、いずれの年においても上位の水準となっています（第1編第3章第2節の2「子ども・子育て」参照）。

○未来を担う子どもたちの健やかな成長を守り育むとともに、子どもたちが社会の一員として生きていける力を育めるよう、市民、地域関係者、事業者及び市が相互に協力し、取り組んでいくための子ども・子育てに関する「共通の理念、指針」として、令和2年（2020年）に「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」を制定しました。

SDGsの取組

○全国的に少子化や核家族化の進展、地域の人間関係の希薄化など、社会環境が変化している中、今後、当市でも、子育てに対し孤立感、不安感、負担感を感じる保護者が増加していくことが懸念されます。

○平成28年（2016年）以降の6年間における当市の保育サービス利用児童数（4月1日現在）は、おおむね横ばい傾向となっています。待機児童数（4月1日現在）は、平成31年（2019年）に48人まで増加しましたが、その後は減少傾向となり、令和3年（2021年）は0人となりました（図表参照）。

○当市では、子ども家庭支援センターにおいて、各種行事や子育て講座を開催し、子どもたちの心身ともに健やかな成長を支援しています。また、家庭で保育をしている親子が参加し、交流できる子育てひろば事業を、市内保育園及び児童館で実施しています。

○内閣府の「令和2年版　子供・若者白書」によると、近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加しており、平成30年度（2018年度）の件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度（1999年度）と比較して、約13.7倍になっています。

課 題

○当市が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、今後も引き続き、「日本一子育てしやすいまち」を目指し、妊娠期・出産期を含め、保護者の多様なニーズを的確に把握しながら、子育て支援策の量的・質的な充実に努めるとともに、保護者の孤立感、不安感、負担感の解消に向けて、取り組む必要があります。

○共働き世帯の増加など保護者の働き方をめぐる環境が変化している中、今後、保育需要がさらに高まると予測されるため、待機児童の解消に努める必要があります。

○地域において、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境を整備するため、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりや親子で交流できる場の確保に取り組む必要があります。

○児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、その防止に取り組む必要があります。

図表　保育サービス利用児童数及び待機児童数の推移

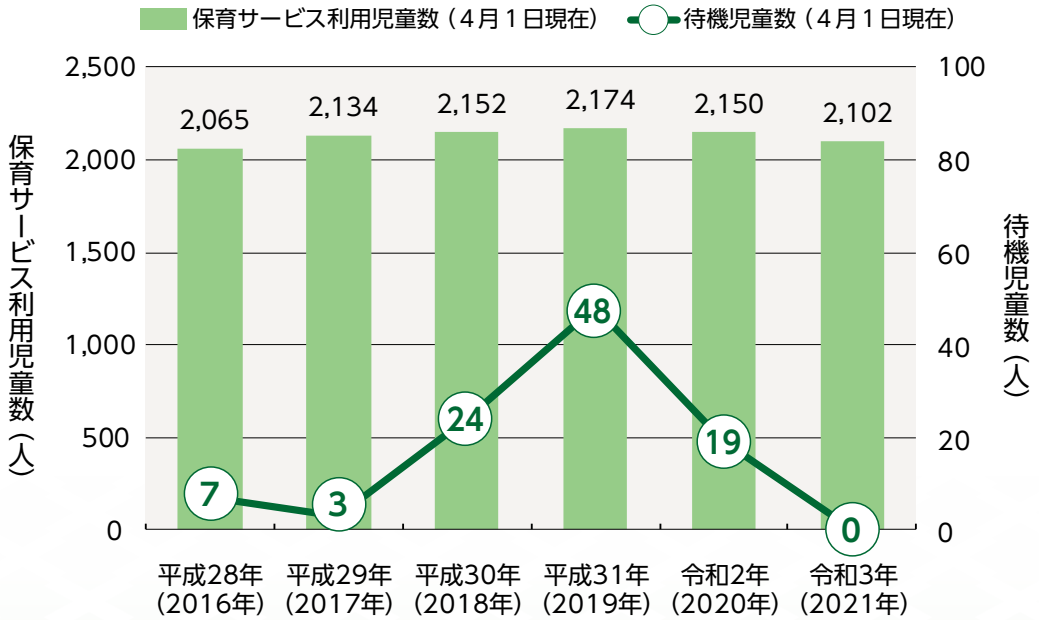

出典：保育課

基本施策 1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

〈施策の展開方向〉＝ 市の役割

展開方向 1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

妊産婦や子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てることができる環境をつくります。

主な具体的取組

- 妊産婦や保護者の不安を軽減し、適切な情報提供や助言等を行うことができるよう、地域の関係団体や事業者とも連携し、相談体制の充実に努めます。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの維持・拡充に取り組み、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。
- 保育ニーズを的確に把握しながら、適切な量・質の保育サービスを提供できるよう、保育園の施設整備の検討や保育士等の確保に取り組みます。

展開方向 2 子どもたちの成長と発達を支援する環境づくり

核家族化の進展や共働き家庭の増加など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長できる環境をつくります。

主な具体的取組

- 子どもたちが地域において、安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。
- 乳幼児親子同士が、多彩な活動を通じて交流を深めながら過ごせる子育てひろば事業の充実に取り組みます。
- 子どもたちが、発達段階に応じた幼児教育や保育を通じて、適切な支援を受けられるように取り組みます。
- 国や東京都の制度に基づき、子育て関連の各種手当の支給や医療費の助成を実施し、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。
- 子育てしやすいまちの実現を目指して、「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」の周知・啓発に取り組みます。

展開方向 3 支援や配慮を必要とする子どもたちを支える環境づくり

障害のある子どもや虐待のおそれのある子ども、生活に困窮し貧困の状況にある子どもなど、支援や配慮を必要とする子どもたちに対する、継続的で適切な支援に取り組みます。

主な具体的取組

- 障害のある子どもの特性に合わせ、ライフステージに対応した支援に取り組みます。
- 地域社会が一体となって児童虐待の防止に取り組むための環境づくりに取り組みます。
- 貧困の状況にある子どもやその保護者、子育て家庭に対して、国が示す方向性を踏まえながら、関係機関と連携した支援に取り組みます。

市民・事業者に期待される主な役割

- ●市民は、地域の中で子どもたちが健やかに育つよう、地域ぐるみで子育てを応援します。
- ●事業者は、従業員等の仕事と家庭の両立を支援します。
- ●子育て支援に係る事業者は、市民ニーズに対応した多様な子育て支援サービスを提供します。

関連する個別計画

〇東大和市子ども・子育て未来プラン

（第２期子ども・子育て支援事業計画、第１期新・放課後子ども総合プランに基づく市行動計画、第１期次世代育成支援行動計画、第１期子ども・若者計画、第１期子どもの貧困対策計画）

計画期間：令和２年度（2020年度）～令和６年度（2024年度）

保育園での保育

子育てひろば

重要施策 1

施策 1 － 2
子どもたちの健全育成

施策の内容及び体系

家庭、学校、地域社会が一体となって、子どもたちの健全育成を推進し、その健やかな成長と自立を支えることができるまちづくりを進めていきます。

施策 1 － 2 子どもたちの健全育成		
	展開方向 1	子どもたちの健やかな成長と自立を支える環境づくり
	展開方向 2	子ども・若者の豊かな心を育む環境づくり

成果指標

指標名	説　明	現状値	目指す方向
「子どもたちの健全育成」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「子どもたちの健全育成」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	33.1% (令和3年度)	満足度の向上

現状と課題

現 状

○平成28年（2016年）以降の6年間における当市の学童保育所の入所児童数（4月1日現在）は、おおむね750人前後で推移しています。一方、待機児童数（5月1日現在）は、平成29年（2017年）に241人まで増加しましたが、その後は、施設の増設や定員の弾力的運用による受入れ枠の拡大、児童館等におけるランドセル来館事業[12]に取り組んだことなどにより、大きく減少しました（図表参照）。

12　学童保育所の入所申請を保留とされた児童又は申請を経ずに最初からランドセル来館事業の利用を希望する児童が、学校から帰宅せずにランドセルを背負ったまま直接児童館等に来館し、帰宅時間まで過ごすもの。学童保育と異なり、利用時間は午後5時まで。間食（おやつ）がなく、費用負担はない。

SDGsの取組

○民間事業者の創意工夫により、保護者からのニーズの高い新たなサービスを導入することなどを目的として、令和2年（2020年）から、学童保育所の運営業務を民間事業者に委託しました。

○現在、「放課後子ども教室」を市内10校のすべての小学校で実施しており、余裕教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

○核家族化の進展等を背景に、地域の中で子ども・若者同士が交流する機会や子ども・若者が地域住民と交流する機会が減少しており、その結果として、子ども・若者が多様な体験や世代間交流を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなっています。

課 題

○今後、就労形態の多様化や子育て家庭の核家族化の進展等を背景に、学童保育所やランドセル来館事業に対する需要は、拡大傾向で推移すると予測されます。そのため、学童保育所運営受託事業者や民間事業者の力を積極的に活用しながら、子どもたちが放課後等に安全・安心で健やかに過ごすことができるよう、地域社会が一丸となって子どもたちの居場所づくりを推進する必要があります。

○次世代を担う子ども・若者が自立した個人として、他者とともに社会を築いていく主体として活躍できるよう、学校、地域、青少年対策地区委員会[13]などの関係機関との連携・協力により、子どもの健全育成に取り組むとともに、若者への支援に努める必要があります。

図表　学童保育所の入所児童数及び待機児童数の推移

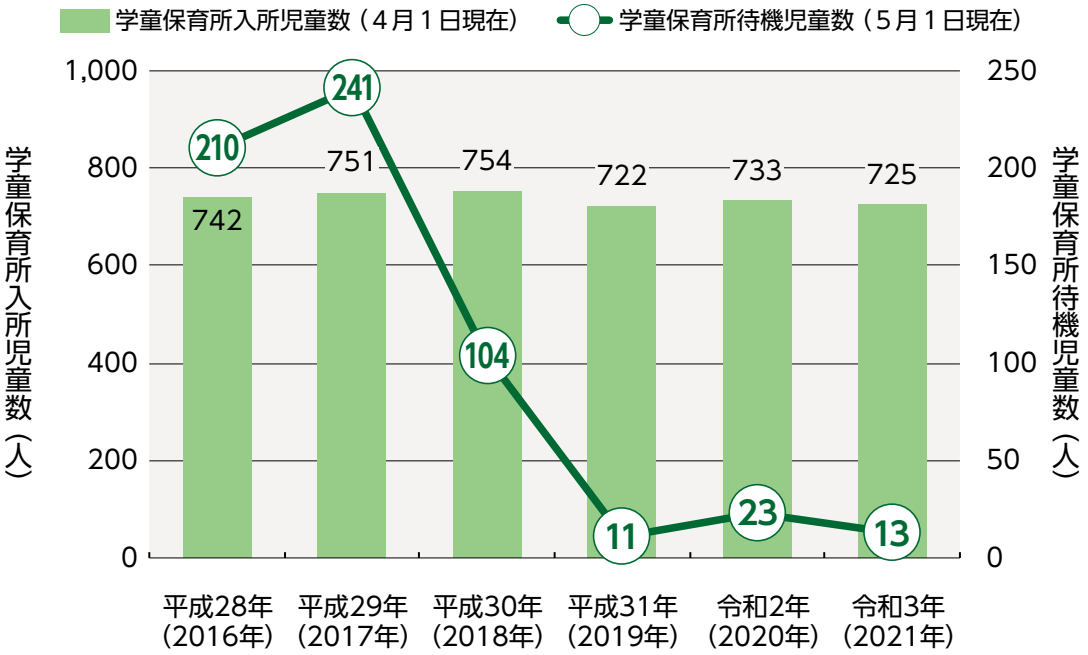

出典：青少年課

13　青少年をめぐる社会環境の浄化活動や青少年の健全育成を図る活動を行っている、自主的かつ統一的な活動を行う団体

基本施策 1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

〈施策の展開方向〉＝ 市の役割

展開方向 1 子どもたちの健やかな成長と自立を支える環境づくり

子どもたちが地域の中で健やかに学び成長でき、社会の一員として自立することができるよう、安全・安心な居場所づくりや様々な体験機会の提供、環境改善に取り組みます。

主な具体的取組

- 学童保育のニーズを的確に把握しながら、学童保育所の施設整備や保育環境の改善、学童保育サービスの質の向上について検討します。
- 学童保育所と放課後子ども教室の連携を推進し、子どもたちの自立性、社会性等を向上させることができる居場所づくりに取り組みます。
- 学校や青少年対策地区委員会との連携・協力により、子どもたちが地域の中で多様な体験や様々な人たちとの交流を深めることができる機会の確保に努めます。
- 児童館では、18歳未満の子どもたちを対象に、様々な遊びや活動を通じて、年齢の異なる子どもたちが一緒に過ごせる居場所づくりに取り組みます。

展開方向 2 子ども・若者の豊かな心を育む環境づくり

子ども・若者が、自ら学び行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けることができる環境をつくります。

主な具体的取組

- 学校、地域、警察などとの連携・協力により、地域ぐるみで子どもの非行防止と健全育成を支える活動を推進します。
- 貧困の状況にある若者、支援や配慮を必要とする若者に対して、関係機関と連携した支援に取り組みます。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域における子どもの健全育成や事件・事故を未然防止するための見守り活動を行います。
- 事業者は、日常業務の中で、地域の子どもたちにあたたかい目を向けて見守ります。

関連する個別計画

〇東大和市子ども・子育て未来プラン
（第２期子ども・子育て支援事業計画、第１期新・放課後子ども総合プランに基づく市行動計画、第１期次世代育成支援行動計画、第１期子ども・若者計画、第１期子どもの貧困対策計画）
計画期間：令和２年度（2020年度）～令和６年度（2024年度）

第三小学校内に設置されている学童保育所

放課後子ども教室

重要施策 1

施策 1 － 3
学校教育

施策の内容及び体系

良好な学習環境のもと、児童・生徒が意見や個性を尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、一人ひとりが人間性豊かに成長することができるまちづくりを進めていきます。

施策 1 － 3 学校教育		
	展開方向 1	生きる力を育む教育の推進
	展開方向 2	快適で充実した学校生活を支える教育環境づくり
	展開方向 3	学校と家庭・地域との連携の推進

成果指標

指標名	説　明	現状値	目指す方向
「学校教育」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「学校教育」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	38.7% (令和3年度)	満足度の向上

現状と課題

現 状

○市立小・中学校の児童・生徒の学力の状況は、「全国学力学習状況調査」や「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」において、実施年度や実施教科によって変動はあるものの、全体的には国や東京都の平均正答率を下回っている状況が10年以上にわたって続いています。

○当市では、これまでに市独自の少人数学習指導員の配置や外部人材を活用した放課後等補習教室を実施するとともに、各学校において工夫した取組等を実施してきました。そのことにより、近年、学力調査の一部の教科において、国や東京都の平均正答率を上回る学校が増加しています。また、授業が楽しいと感じる児童・生徒の割合や家庭学習の取組の定着状況が向上するなど、一定の成果を得ています。

SDGsの取組

○市立小・中学校において、いじめを受けた児童・生徒の割合は、平成25年度（2013年度）から令和２年度（2020年度）までの平均で、児童は0.5%、生徒は0.8%程度となっています。当市では、いじめ防止により一層取り組むため、令和元年（2019年）に「東大和市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

○当市では、国の「GIGAスクール構想」を受けて、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するため、令和２年度（2020年度）に、児童・生徒1人1台端末の配置と、高速大容量の通信ネットワークの整備を実施しました。

○当市では、施設分離型（小・中学校で校舎は別）の小中一貫教育を実施しており、小・中学校を5つの中学校グループに分けた上で、グループごとに9年間の教育を途切れることなく進める小中一貫教育に取り組んでいます。

○市立小・中学校の校舎は、ほとんどが建築後45年以上経過し、老朽化しています。市では、学校施設の計画的な保全及び環境改善を図り、良好な学習環境を確保するため、全校で外壁改修工事（平成29年度（2017年度）工事完了）、トイレ洋式化工事、体育館空調設備設置工事（いずれも令和２年度（2020年度）工事完了）などに取り組みました。

○市立小・中学校の中には、学校教育法施行規則に基づく標準学級数（小・中学校ともに12～18学級）を満たしていない学校があります。国は、令和３年度（2021年度）から令和７年度（2025年度）までの５年間をかけて、小学校全学年で35人学級を実現するとしていますが、この進展を見込んだとしても、標準学級数を下回る小規模校が今後も出現する見込みです。

○当市では、将来を担う児童・生徒が快適な教育環境の中で教育を受けられるよう、令和２年度（2020年度）に、市立小・中学校の具体的な再編スケジュール等を示した「東大和市立小・中学校再編計画」を策定しました。

課 題

○学力は、「基礎的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの要素で構成されていることから、知識・技能の習得に偏重せず、児童・生徒が３つの要素をバランスよく身に付けることのできる教育を、学校のみならず、保護者・地域が一体となり、一層充実・展開させていく必要があります。

○今後、改訂された新学習指導要領[14]を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」や外国語教育、プログラミング教育等の導入を通して、次代を担う児童・生徒がたくましく未来社会を切り拓くために必要な資質・能力を着実に育むことができるよう、様々な面から教育内容の質的充実に取り組む必要があります。

○地域コミュニティや防災拠点としての役割にも配慮しながら、良好な教育環境の維持・確保を図るため、「東大和市立小・中学校再編計画」に基づく学校規模及び学校配置の適正化や学校施設の最適化を、保護者や地域に丁寧に説明しながら計画的に推進していく必要があります。

○いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすもので、絶対に許されない行為です。このため、学校、家庭及び地域が連携して、子どもが置かれている状況や問題点を多角的にとらえ、いじめの防止等のための対策を推進していく必要があります。

○「コミュニティ・スクール」は、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて協働していく仕組です。当市では、令和３年（2021年）４月現在、８校で設置されています。今後、さらに地域と連携した学校教育を推進していくため、コミュニティ・スクールの導入拡大を図る必要があります。

14　子どもたちが全国のどこにいても一定水準の教育を受けられるようにするため、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。平成29年（2017年）に改訂された新学習指導要領は、小学校では令和２年度（2020年度）、中学校では令和３年度（2021年度）から全面実施された。

子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

〈施策の展開方向〉＝ 市の役割

展開方向 1 生きる力を育む教育の推進

児童・生徒に対して、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成、健康に関する意識や体力の向上を図るための取組を推進し、児童・生徒一人ひとりの生きる力を育みます。

主な具体的取組

- すべての児童・生徒に1台ずつ配置されたタブレット端末の効果的な活用、授業改善推進プランの作成、放課後等補習教室の実施、家庭学習の手引きの配布・活用等により、学校及び家庭における児童・生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着を図ります。
- 市独自の学習指導員の配置を行うことで落ち着いた学習環境の構築や個に応じたきめ細かな授業を行い、英語教育の充実や少人数学習指導の推進などに取り組みます。
- 人権教育を通じて人権尊重の精神を育むとともに、道徳教育や体験活動などの多様な活動により、児童・生徒の自己肯定感の向上に努めます。
- 学校給食を通じた食育を推進するとともに、児童・生徒の健康維持や体力向上に関わる取組を推進し、児童・生徒の健康的な学校生活を支えます。
- 児童・生徒が個性を尊重され、学ぶ喜びを実感できるよう、教職員に対する研究の奨励や研修会の開催などを通じて、教職員の指導力の向上に取り組みます。

展開方向 2 快適で充実した学校生活を支える教育環境づくり

ハード・ソフトの両面から、児童・生徒がより安全・安心で快適な環境で学び、充実した学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を推進します。

主な具体的取組

- 各学校区における今後の児童・生徒数の動向を適切に見極め、保護者や地域に丁寧に説明しながら、教育環境の維持・向上を図るための施設の長寿命化対策[15]や学校の統廃合を推進します。
- ICT（情報通信技術）を活用した学習活動を実施するための環境を整備し、児童・生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成を図ります。
- いじめや不登校などについて、未然防止・早期発見・早期解決に導けるよう、家庭や関係機関と連携を図りながら、指導の強化と児童・生徒の心に寄り添う対応に努めます。
- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、教育上必要な費用を補助し、児童・生徒の就学を援助します。
- 中学校グループにおける小中一貫教育全体計画の作成・実施などにより、小中一貫教育をより一層推進します。
- 特別支援教育の推進に向けて、学校の指導体制と特別支援学級の充実、特別支援学校等の関係機関との連携などに努めます。

15　計画的な修繕や改修の実施により施設の構造的・機能的な寿命を延ばすこと。

展開方向 3 学校と家庭・地域との連携の推進

学校と家庭・地域が一体となって、より良い学校づくりと、児童・生徒が学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。

主な具体的取組

- コミュニティ・スクールの拡大により、保護者や地域の方々の意見を幅広く反映し、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 児童・生徒が自分自身や学校、地域に対して「誇り」や「愛着」を持つための教育活動を保護者や地域とともに推進します。
- 家庭において、児童・生徒が心身の安定と学習習慣の定着に向けて取り組むことができるよう、学校と家庭との連携・協力を推進します。
- 通学路の合同安全点検の実施など、学校、家庭及び関係機関が連携して、児童・生徒の安全を確保するための取組を推進します。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域の中で児童・生徒が健やかに成長できるよう、小・中学校が取り組む教育活動へ協力します。
- 保護者は、家庭において、児童・生徒の心身の安定を図り、学習意欲の向上を支援します。
- 事業者は、市が実施する教育環境の向上に向けた取組へ協力します。

関連する個別計画

○第二次東大和市学校教育振興基本計画
計画期間：平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）

○東大和市立小・中学校再編計画
計画期間：令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）

○東大和市学校施設長寿命化計画
計画期間：令和3年度（2021年度）～令和32年度（2050年度）

○第三次東大和市特別支援教育推進計画
令和4年（2022年）3月策定予定

タブレット端末を活用した学習の様子

優秀賞作品

東大和市立第三中学校　２年　清水心瞳さん

作品に込めた想いや説明など

20 年後の未来でも、緑が広がる所があってほしい。ビルや建物のない、空が見える場所があってほしい。

基本施策 2

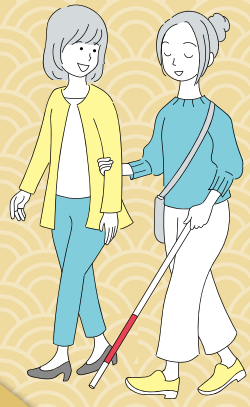

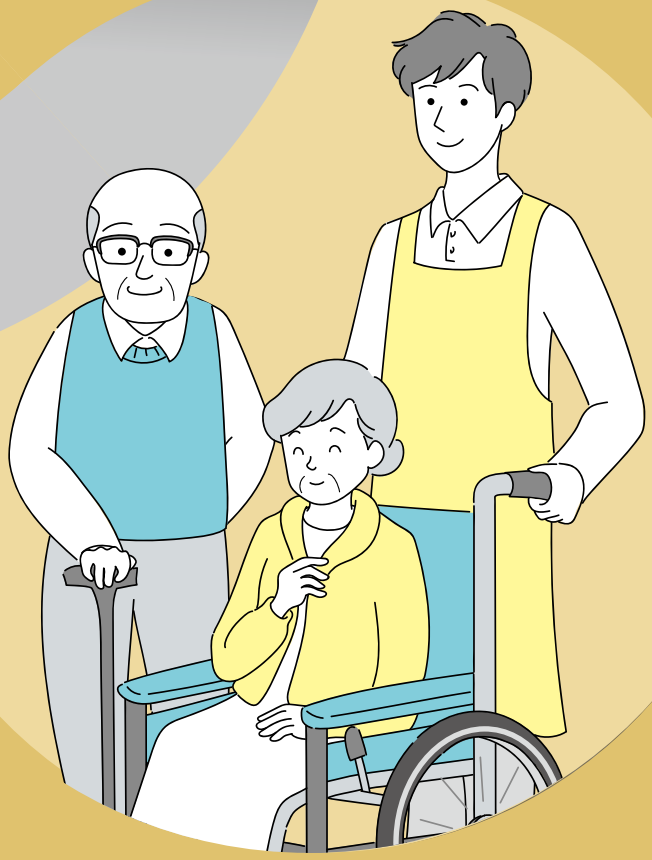

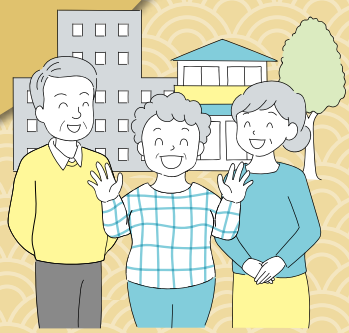

健康であたたかい心のかよいあうまちづくり

施策２－１ 保健、医療

施策２－２ 高齢者福祉

施策２－３ 障害者福祉

施策２－４ 社会保障、地域福祉

重要施策 2

施策２－１
保健、医療

施策の内容及び体系

市民の心と体の健康づくりを支援するとともに、病気の予防や早期発見のための取組を推進して、誰もが心身ともに健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

施策２－１ 保健、医療		
	展開方向１	市民の自主的・自発的な健康づくりの促進
	展開方向２	病気の予防及び早期発見・早期治療のための環境づくり
	展開方向３	地域の医療体制の確保

成果指標

指標名	説　明	現状値	目指す方向
「保健、医療」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「保健、医療」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	48.0% (令和３年度)	満足度の向上

現状と課題

現 状

○東京都福祉保健局の「平成31年　都内各区市町村の65歳健康寿命」によると、要介護２以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の健康寿命は、男性が83.43歳、女性が86.54歳であり、多摩地域26市の中では、男性が高い方から16番目となっているのに対し、女性は６番目の上位に位置しています（図表参照）。

○当市では、「健康寿命」のさらなる延伸を図るとともに、健幸[16]都市の実現に向けた取組を推進していくことを目的として、平成31年（2019年）に「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を策定しました。同方針では、令和22年(2040年)までに65歳健康寿命を３年以上伸ばし、多摩地域26市の中で１位を目指すことを目標に掲げています。また、令和２年（2020年）には、一人ひとりが協力して限りある命を大切にし、健康で幸せに暮らせるまちを目指して、「東大和市健幸都市宣言」を行いました。

16　「健康」と「幸せ」は、すべての人の願いであるとの考えから、「健幸＝健康で幸せ」を意味した造語

SDGsの取組

○当市における平成30年度（2018年度）の主要死因別死亡者数をみると、悪性新生物（がん）が241人で最も多く全体の32.2%を占めており、以下、心疾患（高血圧性を除く）の112人（構成比15.0%）、肺炎の62人（8.3%）の順となっていますが、各種がん検診の受診率は3%～15%程度にとどまっています。

○当市では、保健センターにおいて、妊婦等に対する母子健康手帳の交付や両親学級の開催、乳幼児に対する3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査の実施など、母子保健に関する各種事業を実施し、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進を図っています。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染症の感染拡大防止対策に対する市民の関心は高まっています。また、人と人との接触機会が極度に制限されたことで、世界全体で人々の生活や経済社会に甚大な影響を及ぼしています。

課 題

○今後、高齢化の進展などに伴い、健康寿命の延伸に取り組む重要性がより一層高まっていくと見込まれる中、「自分の健康は自分で守る」を基本に、より多くの市民が日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに取り組むことができるよう、生涯の各時期に応じた健康の保持・増進に資する取組の充実を図る必要があります。

○すべての年代の市民が病気を予防し、病気にかかった場合でも早期に発見・治療できるようにするため、予防接種の接種率と各種健診・検診の受診率の向上に努める必要があります。また、核家族化の進展などにより、妊娠や子育てに対し孤立感、不安感、負担感を感じる妊産婦や保護者の増加が懸念されているため、母子保健の充実に努める必要があります。さらには、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大防止対策に取り組む必要があります。

○医療サービスに対する市民ニーズの多様化への対応や、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大防止のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係機関との連携・協力により、安定的な地域医療体制の整備に努める必要があります。

図表 平成31年（2019年）の65歳健康寿命の都市間比較

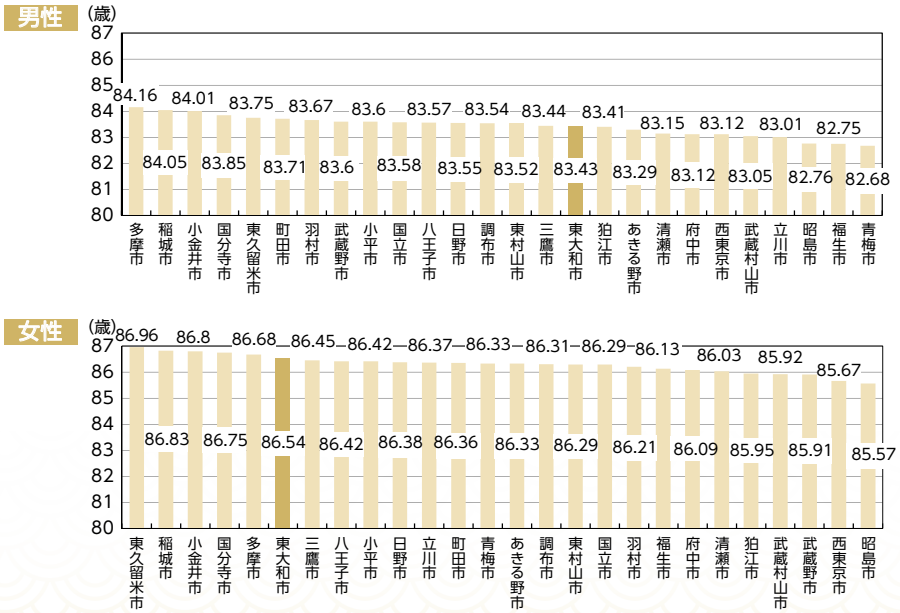

出典：東京都福祉保健局「平成31年 都内各区市町村の65歳健康寿命」

基本施策 2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり

〈施策の展開方向〉＝ 市の役割

展開方向 1 市民の自主的・自発的な健康づくりの促進

市民の自主的・自発的な健康づくり活動に対する支援を推進し、市民が主体的に健康づくりに取り組み、家庭や地域で健康を育み合える環境をつくります。

主な具体的取組

- 市民が生涯にわたり健康で豊かな人生を送ることができるよう、健幸都市の実現に向けて、健康寿命の延伸を目指します。
- 運動習慣の定着や飲酒・喫煙対策、歯・口腔の健康づくりなど、市民の生活習慣を改善するための取組を推進します。
- 市民の健康増進や適切な食生活の定着に向けて、市民、企業、大学などの産官学民の連携・協力のもとに、市民の自主的・自発的取組を推進します。
- 市民が自らの健康に対して強い関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防や健康の増進に取り組むことができるよう、市民の健康づくりを促進するための情報提供に努めます。

展開方向 2 病気の予防及び早期発見・早期治療のための環境づくり

病気を予防するための取組や、病気を早期発見・早期治療するための取組を推進し、市民が健康を維持できる環境をつくります。

主な具体的取組

- 市民が病気を早期発見・早期治療することができるよう、各種健康診査やがん検診などを受診しやすい環境を整えます。
- 予防接種に関する正しい知識の普及と接種率の向上のための啓発に取り組みます。
- 妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進のために、健康診査などの各種事業を実施し、病気等の予防及び早期発見に努めます。
- 栄養教室の開催など、母子保健に関する各種事業の実施により、乳幼児の健やかな成長を支援します。
- 関係機関との連携・協力により、市民のこころの健康づくりを支える体制の整備に努めます。
- 国などが示す方向性を踏まえながら、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大を防止するための対策に、関係機関と連携して取り組みます。

展開方向 3 地域の医療体制の確保

東京都や関係機関と連携して、地域における医療体制の確保に取り組み、市民が適切な医療サービスを安定的に受けることができる環境をつくります。

主な具体的取組

- 医師会などの関係機関との連携・協力体制のもと、必要な医療体制の構築に努めます。
- 高齢化の進展に対応するため、医療、介護及び保健などの関係機関との連携・協力により、医療体制の整備に努めます。
- 市民が病気に対して適切に対応できるようにするため、市民がかかりつけの医師や歯科医師、薬剤師を持つための取組を推進します。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、「自分の健康は自分で守る」ことを基本として、健康づくりに努め、自らの健康を管理します。
- 事業者は、従業員等への健康管理や様々な機会を活用した健康づくりを推進します。

関連する個別計画

○第２次東大和市健康増進計画
　計画期間：令和３年度（2021年度）～令和８年度（2026年度）
○東大和市自殺対策計画
　計画期間：令和３年度（2021年度）～令和８年度（2026年度）
○東大和市新型インフルエンザ等対策行動計画
　平成29年度（2017年度）修正

保健センター

保健センターで開催されている幼児食講座

重要施策 2

施策２－２
高齢者福祉

施策の内容及び体系

高齢者を支えるための地域の包括的な支援体制の構築などに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、その能力を発揮して活躍することができるまちづくりを進めていきます。

施策２－２ 高齢者福祉		
	展開方向１	高齢者の就業や社会参加の機会拡大及び介護予防の促進
	展開方向２	高齢者が地域で安心して暮らすことができる環境づくり

成果指標

指標名	説　明	現状値	目指す方向
「高齢者福祉」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「高齢者福祉」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	31.3% (令和３年度)	満足度の向上

現状と課題

現 状

○近年、老年人口（65歳以上）が増え続けている中、要介護（要支援）認定者数も増加しています。令和２年度（2020年度）３月末現在の要介護（要支援）認定者数は4,563人で、平成27年度（2015年度）の3,516人と比べて約1.3倍（1,047人増）に増加しています。また、その内訳をみると、要支援１が約1.5倍（303人増）と最も増加幅が大きく、以下、要支援２の約1.4倍（219人増）、要介護１の約1.2倍（130人増）の順となっています（図表参照）。

○現在、当市では、団塊の世代が75歳以上となる令和７年（2025年）以降を見据えた中で、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活

SDGsの取組

支援などに係る各種サービスを包括的に提供するための体制である「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。

○当市では、高齢者の介護予防活動への参加を促進し、健康寿命の延伸と介護予防活動の活性化を図るため、平成29年度（2017年度）から、市と市民が共同で制作した「東大和元気ゆうゆう体操」をはじめ、介護予防に役立つ活動に参加した高齢者の方々に対してポイントを付与し、所定のポイントを貯めることで景品と交換することができる「東大和元気ゆうゆうポイント事業」を実施しています。

課 題

○今後、健康寿命の延伸に伴い、いつまでも元気で地域社会と関わることができるアクティブシニア[17]の増加が期待される一方、高齢者のみの世帯が増加し、老老介護や引きこもり、孤独死などの問題の発生や認知症の症状を有する高齢者の増加が懸念されます。

○高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしく生涯にわたって暮らし続けることができるよう、今後も引き続き、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むとともに、高齢者が地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるよう、就業や社会参加の機会の充実を図る必要があります。

○介護職や看護師などの人材不足が全国的な課題となっている一方、医療と介護の連携をはじめとした地域包括ケアシステムの進展等により、在宅で医療と介護のサービスを受ける高齢者の増加が見込まれます。今後、現役世代においても、育児と介護のダブルケアや長距離介護、祖父母などを介護するヤングケアラー[18]が増加するなど、家族の介護に係る問題が深刻さを増すおそれがあります。

○医療関係者や介護関係者など多職種との連携・協力体制を強化し、在宅医療・介護連携を充実させるための取組を推進するとともに、地域における認知症ケア体制の強化などを図る必要があります。

図表　要介護（要支援）認定者数の推移

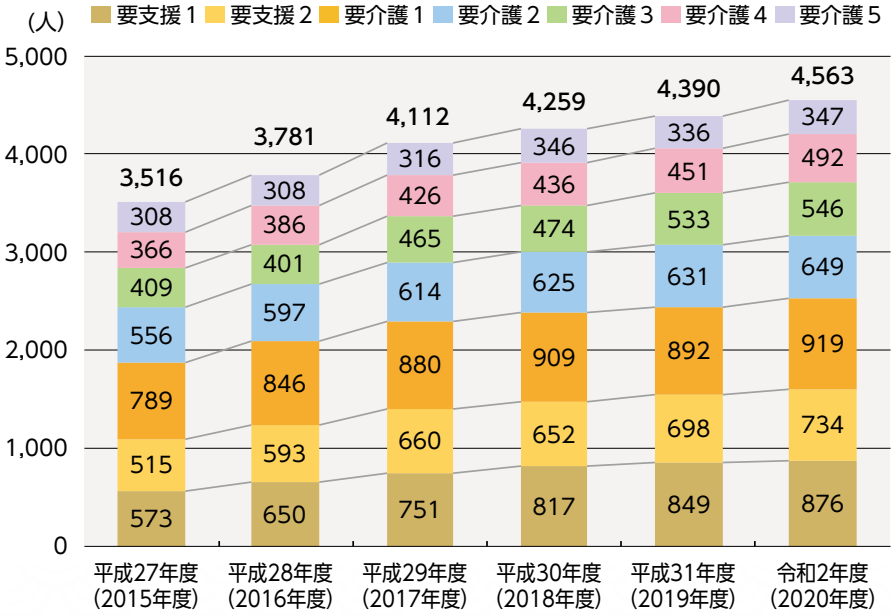

出典：介護保険事業状況報告月報（各年度3月末）

17　一般的に、仕事・趣味などに意欲的で、健康意識が高い傾向にある活発な高齢者
18　家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども

基本施策 2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり

〈施策の展開方向〉＝ 市の役割

展開方向 1 高齢者の就業や社会参加の機会拡大及び介護予防の促進

高齢者が介護を必要とせずに、生涯にわたって生きがいを持ち、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるよう、就業や社会参加の機会拡大を図り、介護予防を促進します。

主な具体的取組

- 介護予防を目的とした「東大和元気ゆうゆう体操」をはじめ、「ふれあいなごやか（和やか）サロン[19]」など、市民主体の活動に対する支援に取り組みます。
- 各種教室や講座などの介護予防事業の実施を通じて、高齢者がいきがいをもって生活を営むことができる環境づくりに努めます。
- 高齢者の主体的な健康づくりが継続的に行われるよう、地域における介護予防活動のリーダーとなる人材の育成に取り組みます。
- 関係機関との連携・協力を通じて、高齢者が地域活動、生涯学習・スポーツ活動などに参加できるような環境づくりに努めます。
- シルバー人材センターや老人クラブの円滑な運営を支援し、高齢者の就業や社会参加、生きがいにつながる機会の確保に努めます。

展開方向 2 高齢者が地域で安心して暮らすことができる環境づくり

介護や医療が必要になった場合でも、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者の見守り、支えあいを行うことができる環境をつくります。

主な具体的取組

- 医療機関や介護サービス事業者等の関係機関との連携・協力により、在宅医療と在宅介護に係るサービスを一体的に提供できる体制づくりを推進します。
- 医療機関や介護サービス事業者等の関係機関だけではなく、地域住民などによる支援の仕組も取り入れた地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 高齢者とその家族が各種サービスを正しく理解し活用できるようにするとともに、居宅内における事故等を防止するため、分かりやすい情報提供に取り組みます。
- 判断能力が十分ではない高齢者の主体性や尊厳を守るため、権利擁護や成年後見[20]などの取組を推進します。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症家族、介護者などがいつでも気軽に相談でき、適切な支援につなげることができる仕組の整備を推進します。
- 介護保険制度の持続的・安定的な運用を図り、利用者ニーズに対する適正なサービスの提供に努めます。

19　地域を拠点に住民の協働によって企画し内容を決め、共に運営していく、仲間づくり活動
20　認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な方の権利と財産を守る制度

市民・事業者に期待される主な役割

- ●市民は、地域で暮らす高齢者への見守り・声かけや安否確認、高齢者と地域との交流活動に積極的に参加します。
- ●事業者は、地域で暮らす高齢者の見守りに協力します。
- ●高齢者福祉に係る事業者は、各種福祉サービスの質の向上を図ります。

関連する個別計画

○東大和市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画

計画期間：令和３年度（2021年度）～令和５年度（2023年度）

東大和元気ゆうゆう体操

認知症サポーター養成講座の様子

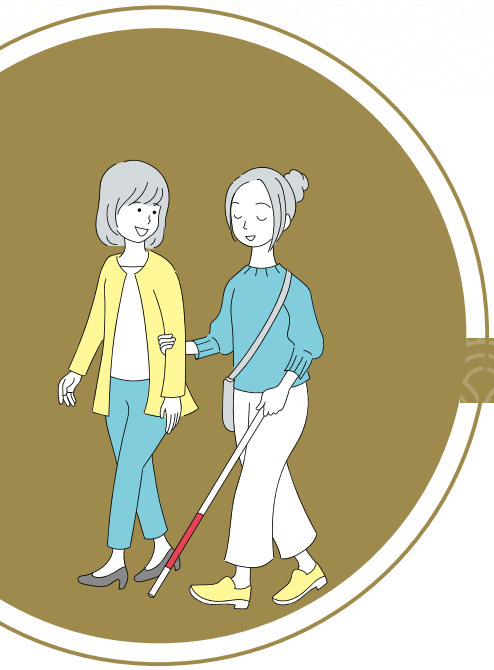

施策２－３
障害者福祉

施策の内容及び体系

障害のある人に必要な支援を行い、誰もが障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められ、社会活動に参加することができるまちづくりを進めていきます。

施策２－３ 障害者福祉		
	展開方向１	障害のある人の自立を支える環境づくり
	展開方向２	ライフステージに対応した支援と社会活動への参加の推進
	展開方向３	障害のある人や障害に対する理解促進等

成果指標

指標名	説　明	現状値	目指す方向
「障害者福祉」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「障害者福祉」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	25.3% (令和３年度)	満足度の向上

現状と課題

現 状

○平成28年（2016年）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、平成30年（2018年）から施行されました。同法では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための必要な見直し、障害児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことなどが規定されています。

SDGsの取組

○令和２年度（2020年度）３月末現在の当市における障害のある人の人数（障害のある人が各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数）は、身体障害が2,600人、知的障害が794人、精神障害が901人となっています（図表参照）。これらを平成27年度（2015年度）と比べると、身体障害のある人が63人（2.4%）減、知的障害のある人が126人（18.9%）増、精神障害のある人が228人（33.9%）増となっています。

○今後、知的障害のある人及び精神障害のある人がさらに増加するほか、加齢に伴う身体機能の低下や疾病などが原因で、身体障害のある人に占める65歳以上の高齢者の割合が増加していくと予測されます。

○近年、当市では障害のある人のうち、就労支援事業による支援を受けている人数が増加傾向で推移しています。令和２年度（2020年度）に当該事業を経て一般就労に至った方は25人であり、平成27年度（2015年度）と比べて約５割（８人）増加しています。

課 題

○障害のある人が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう、地域の関係機関との連携・協力のもと、障害の特性に応じたきめ細やかな支援に努める必要があります。

○障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援など、障害のある人の年齢に応じた様々な課題に対応するため、ライフステージに対応した支援に取り組む必要があります。また、障害のある人の社会参加を支援し、障害のある人が地域において活躍できるように努める必要があります。

○障害のある人もない人も暮らしやすい社会をつくるために、障害のある人とない方が分け隔てなく共生できる地域づくりをより一層積極的に推進する必要があります。

図表 障害のある人の人数の推移

		身体障害者						知的障害者	精神保健福祉手帳の認定有効期間のある人
		総数	肢体不自由	視覚	聴覚	言語・音声	内部障害		
平成27年度（2015年度）	実数（人）	2,663	1,410	152	252	22	827	668	673
平成28年度（2016年度）	実数（人）	2,645	1,387	152	260	20	826	700	707
	前年度比増減率（%）	▲0.7	▲1.6	0.0	3.2	▲9.1	▲0.1	4.8	5.1
平成29年度（2017年度）	実数（人）	2,682	1,381	159	274	22	846	727	757
	前年度比増減率（%）	1.4	▲0.4	4.6	5.4	10.0	2.4	3.9	7.1
平成30年度（2018年度）	実数（人）	2,675	1,361	160	283	24	847	741	805
	前年度比増減率（%）	▲0.3	▲1.4	0.6	3.3	9.1	0.1	1.9	6.3
平成31年度（2019年度）	実数（人）	2,617	1,303	162	294	23	835	770	870
	前年度比増減率（%）	▲2.2	▲4.3	1.3	3.9	▲4.2	▲1.4	3.9	8.1
令和2年度（2020年度）	実数（人）	2,600	1,292	161	295	26	826	794	901
	前年度比増減率（%）	▲0.6	▲0.8	▲0.6	0.3	13.0	▲1.1	3.1	3.6

出典：障害福祉課

基本施策 2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり

〈施策の展開方向〉＝ 市の役割

展開方向 1 障害のある人の自立を支える環境づくり

障害のある人が、住み慣れた地域の中で、いつまでも自分らしく自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスを適切に受けられる環境をつくります。

主な具体的取組

- 障害のある人やその家族からの相談に応じる体制の強化を図るとともに、重度の障害や難病患者などにも対応できる相談支援体制の整備に努めます。
- 障害のある人の地域生活における課題の解決やニーズに対応するため、地域生活支援拠点の整備・充実など、地域の関係機関によるネットワークの構築を目指します。
- 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の整備や、障害のある人の日常生活の支援を推進します。
- 障害者福祉に関する各種手当の支給や医療費の助成を実施し、障害のある人の経済的自立を支援します。

展開方向 2 ライフステージに対応した支援と社会活動への参加の推進

障害のある人に対して、その年齢に応じた支援に取り組むとともに、障害のある人が地域で力を発揮できるよう、就労や生涯学習などを通じた社会参加を支援します。

主な具体的取組

- 障害のある子どもに対して、乳幼児期から就学時まで、発達段階に応じた継続的な支援に取り組みます。
- 障害のある人の一般就労の機会を拡大し、経済的に自立した生活を支援します。
- 障害のある人が生涯学習やスポーツ・レクリエーションなど多様な活動に取り組むことができる機会を設け、その社会参加を支援します。

展開方向 3 障害のある人や障害に対する理解促進等

障害の有無に関わらず、誰もが地域で共に生きていけるよう、障害のある人や障害に対する理解促進を進めるとともに、共生社会実現に向けた地域づくり、環境醸成に取り組みます。

主な具体的取組

- 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人への理解と関心を高めるための啓発・広報活動を推進します。
- 共生社会を支えるボランティア等の人材育成に取り組むとともに、地域の関係機関との連携を強化して、共生社会の実現に向けた環境の醸成に努めます。
- 障害のある人が安全かつ安心して生活し、社会参加できるよう、障害のある人に配慮した防災・防犯対策を推進します。

市民・事業者に期待される主な役割

- ●市民は、障害のある人に対する理解を深め、地域社会の一員として交流を持つとともに、災害時などには効果的な支援ができる関係をつくります。
- ●事業者は、障害のある人の雇用拡大や労働環境の改善に努めます。
- ●障害者福祉に係る事業者は、障害のある人の自立した生活を支援するため、各種福祉サービスの質の向上を図ります。

関連する個別計画

○第２次東大和市障害者総合プラン（第５次東大和市障害者計画、第６期東大和市障害福祉計画、第２期東大和市障害児福祉計画）

計画期間：令和３年度（2021年度）～令和５年度（2023年度）

地域福祉の拠点施設である東大和市総合福祉センターは～とふる

市役所で開催されている福祉作業所による作品展

施策２－４

社会保障、地域福祉

施策の内容及び体系

市が関わる社会保障制度を適切かつ効果的に運営するとともに、地域社会における支え合いを推進して、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

施策２－４ 社会保障、地域福祉		
	展開方向１	社会保障制度の健全運営
	展開方向２	地域共生社会を目指す取組の推進
	展開方向３	生活に困窮する市民を支える地域づくり

成果指標

指標名	説　明	現状値	目指す方向
「社会保障、地域福祉」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「社会保障、地域福祉」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	28.4% (令和３年度)	満足度の向上

現状と課題

現 状

○国民健康保険は、加入者（被保険者）の年齢構成が高く、また、一人当たりの医療費が高いなどの構造的な問題を抱えており、その解決のため、平成30年度（2018年度）に国による制度改革が実施されました。財政運営の責任主体が市町村から都道府県へ移管されましたが、国民健康保険への加入・脱退の手続の受付や、国民健康保険税の算定、賦課、保険給付の業務は、引き続き市町村が担っています。

○当市を含めた首都圏の地方自治体の多くが、国民健康保険税負担を抑制するため、一般会計からの補填を行っており、このことが給付と負担の均衡を逸する要因として、国からその解消を求められています。

○当市では、より効果的な保健事業を推進するため、平成30年（2018年）に「東大和市国民健康保険第２期データヘルス計画（計画期間：平成30年度（2018年度）～令和５年度（2023年度））」等を策定し、国民健康保険被保険者の健康の保持・増進や医療費の適正化に取り組んでいます。

SDGsの取組

○近年、当市では、少子高齢化の進展や単身世帯の増加などにより、地域コミュニティの希薄化が進む中、地域で見守り活動を行う民生委員・児童委員への期待が高まる一方、相談業務の負担が増していることなどを理由に、民生委員・児童委員の担い手不足の状態が続いています。

○平成27年度（2015年度）と令和２年度（2020年度）の生活保護受給世帯数（被保護世帯数。1か月当たりの平均）を保護の種類別にみると、介護扶助が237世帯から295世帯と約1.2倍（58世帯増）、医療扶助が1,100世帯から1,171世帯と約1.1倍（71世帯増）増加しており、高齢化の進展の影響が伺えます(図表参照)。

課 題

○加入者の高齢化や医療の高度化などに伴い、一人当たりの医療費の増加が予測される中、国民健康保険や後期高齢者医療制度[21]など、各種社会保障制度の安定的な運営を図るため、多様な保健事業の実施などに継続して取り組む必要があります。

○社会・経済情勢等の変化により、80・50問題[22]など、地域において市民が抱える問題は複雑化しており、市民のニーズに柔軟に対応することができるよう、市の相談窓口での対応力を高めるとともに、包括的な支援体制を構築する必要があります。

○民生委員・児童委員の担い手不足の解消に向け、民生委員・児童委員の活動内容を広く市民に周知するための取組や活動の負担軽減に向けた支援体制の強化などを図る必要があります。あわせて、今後さらに多様化・複雑化していくと見込まれる地域の生活課題にきめ細かく対応できるよう、地域における支え合い（共助）の領域の拡大に努める必要があります。

○生活に困窮する市民の生活の安定と自立を図るために、生活保護の受給に至る前の段階から就労支援などに努めるとともに、生活保護制度の適正な運営、生活保護世帯の自立の助長を図る必要があります。

図表 保護種類別の生活保護受給世帯数の推移

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	令和 2 年度（2020 年度）
生活扶助	実数（世帯）	1,113	1,131	1,154	1,159	1,165	1,180
	前年度比増減率（%）	—	1.6	2.0	0.4	0.5	1.3
住宅扶助	実数（世帯）	1,139	1,152	1,178	1,172	1,187	1,204
	前年度比増減率（%）	—	1.1	2.3	▲ 0.5	1.3	1.4
教育扶助	実数（世帯）	96	94	97	92	89	81
	前年度比増減率（%）	—	▲ 2.1	3.2	▲ 5.2	▲ 3.3	▲ 9.0
介護扶助	実数（世帯）	237	247	274	294	297	295
	前年度比増減率（%）	—	4.2	10.9	7.3	1.0	▲ 0.7
医療扶助	実数（世帯）	1,100	1,142	1,164	1,164	1,206	1,171
	前年度比増減率（%）	—	3.8	1.9	0.0	3.6	▲ 2.9
その他の扶助	実数（世帯）	49	57	60	55	57	45
	前年度比増減率（%）	—	16.3	5.3	▲ 8.3	3.6	▲ 21.1

出典：生活福祉課

21　75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象とする医療保険であり、現状、その運営は都内すべての市区町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が行っている。

22　80歳代前後の親が50歳代のひきこもりの子どもを養っている状況を指す問題であり、経済的困窮、病気や介護、社会的な孤立等の複合的な問題によって、親子共倒れになる可能性が指摘されている。

健康であたたかい心のかよいあうまちづくり

〈施策の展開方向〉＝ 市の役割

展開方向 1 社会保障制度の健全運営

国民健康保険や後期高齢者医療制度の持続的・安定的な運用等を図ります。

主な具体的取組

- 国民健康保険被保険者の健康保持・増進のため、特定健康診査の受診率向上やリスク別に対象者を絞った保健事業、重症化予防に重点を置いた保健事業の実施に取り組みます。
- 国民健康保険を共に運営している東京都と一体となって、医療費の適正化や保険税率の適切な見直しを図ることで、制度の持続的・安定的な財政運営に取り組みます。
- 後期高齢者医療制度被保険者の健康保持・増進のため、健康診査や歯科健康診査の受診率向上に取り組みます。
- 後期高齢者に対する疾病予防と生活機能維持を図るとともに、フレイル[23]などの心身の多様な課題に対応するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組みます。
- 国民年金制度に対する理解と啓発に努め、広報の充実や丁寧な相談業務に取り組みます。

展開方向 2 地域共生社会を目指す取組の推進

高齢者、障害のある人、子どもなど、すべての市民が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、取組を推進します。

主な具体的取組

- 地域包括ケアシステムや地域コミュニティづくりなど、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を図ります。
- 80・50問題など、市民が抱える複雑な事情に対応できるよう、相談者の属性や世代に関わらず、包括的な相談を受け止めるための重層的相談支援体制の整備に取り組みます。
- 民生委員・児童委員の活動に対する支援の強化などを通じて、地域における支え合いの領域の拡大に取り組みます。
- 社会福祉協議会やボランティア活動団体など、地域主体の福祉活動に取り組んでいる関係機関との連携強化を図ります。

23　加齢によって、心や体の働きや社会的なつながりが弱くなった状態。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性がある。

展開方向 3 生活に困窮する市民を支える地域づくり

生活に困窮する市民が、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら支援します。

主な具体的取組

- 「東大和市くらし・しごと応援センターそえる」を窓口として、関係機関と連携して生活に困窮する方の自立に向けた支援に取り組みます。
- 生活保護制度の適正な運営を図りながら、生活保護の受給世帯が健康で安定した生活を送ることができるよう、必要な支援に取り組みます。
- 生活保護受給世帯の自立を助長するため、ケースワーカーや就労支援員等との連携・協力による就労支援を推進します。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域の福祉活動に取り組んでいる関係機関や民生委員・児童委員に対する理解を深め、その活動に協力します。
- 事業者は、地域の福祉活動への主体的な参加に努めます。

関連する個別計画

○東大和市国民健康保険第２期データヘルス計画
　計画期間：平成30年度（2018年度）～令和５年度（2023年度）

○東大和市国民健康保険第３期特定健康診査等実施計画
　計画期間：平成30年度（2018年度）～令和５年度（2023年度）

○第６次東大和市地域福祉計画
　計画期間：令和３年度（2021年度）～令和８年度（2026年度）

民生委員の皆さん

東大和市くらし・しごと応援センターそえる

「水と緑と笑顔が輝くまち　東大和」中学生絵画コンクール

優秀賞作品

東大和市立第三中学校　２年　吉田紀亜蘭さん

作品に込めた想いや説明など

木や動物をメインに描きました。